

新型コロナウイルス感染症による経済支援等に関する相談窓口一覧

区分	支援制度等	支援の概要	窓口(担当課) 電話番号	受付・開設 時間	備考
個人	就労支援、住居確保給付金等	離職や収入の減少等により生活が困窮する場合、相談に応じます。	生活支援課内 「福祉の窓口」 (0823) 25-3571	8:30～ 17:15 (平日)	①就労支援 離職、失業した方に対して再就職等の支援を行います。 ②住居確保給付金 離職や休業により収入が減り、家賃が払えずに住居を失うおそれのある方に対して、家賃を有期で給付し、再就職等を支援します。
	国民健康保険料の減免	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者などにおける各保険料の減免は、令和4年度分までで終了します。なお、令和5年4月以降も、令和4年度分の保険料は減免対象となるため、引き続き申請を受け付けます。 ※詳しくは、各担当課へ問い合わせてください。 ※減免に該当しない場合も、納付が難しい場合は相談してください。	保険年金課 (0823) 25-3153	8:30～ 17:15 (平日)	
	後期高齢者医療保険料の減免		保険年金課 (0823) 25-3156		
	介護保険料の減免		介護保険課 (0823) 25-3176		
	国民健康保険傷病手当金の支給	給与等の支払を受けている被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染するなどし、療養のため労務に服することができなくなり、事業主から十分な報酬が受けられない場合に傷病手当金を支給します。 ※適用期間 令和2年1月1日から令和5年5月7日まで ※申請期間 労務に服することができない日の翌日から2年間 ※詳しくは、問い合わせてください。	保険年金課 (0823) 25-3154	8:30～ 17:15 (平日)	
	後期高齢者医療傷病手当金の支給		保険年金課 (0823) 25-3156	8:30～ 17:15 (平日)	
	国民年金保険料の納付に関する相談	国民年金保険料の納付が困難な場合、納付に関する相談に応じます。	保険年金課 (0823) 25-3157	8:30～ 17:15 (平日)	年金事務所でも相談・申請できます。
	個人市・県民税の減免	前年の合計所得金額が500万円以下で、失業・廃業・休業等により、本年の収入見込額が前年の課税収入金額の2分の1以下に減少し、納税が困難である場合、所得割額を減額又は免除します。	市民税課 (0823) 25-3193	8:30～ 17:15 (平日)	
個人・事業者	徴収猶予の特例制度	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の収入に相当の減少(※)があり、納税が困難である場合、無担保かつ延滞金なしで、1年間を限度に、徴収を猶予します。	収納課 (0823) 25-3201	8:30～ 17:15 (平日)	(※)収入が前年同期に比べておおむね20%以上の減少
	上下水道料金の支払い猶予・分割納付	上下水道料金の支払いが困難な場合、支払い猶予や分割納付の相談に応じます。	上下水道局 お客様サービスセンター [平日] (0823) 26-1622 [休日] (0823) 26-1600	平日・休日ともに、8:30～ 17:15	